

薩摩川内市 人権教育・啓発基本計画



～ みんなで人権の花を咲かそう ～



平成 26 年 6 月
薩摩川内市

ごあいさつ



21世紀は「人権の世紀」と呼ばれ、すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現を求めるといった、大きな願いが込められた世紀です。私たち一人ひとりが正しい理解と認識の下に不断の努力を行い、すべての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指し積極的な取り組みを進めていくことが不可欠です。

私たちの周囲には、社会的に不平等な扱いを伴う様々な人権問題が存在します。女性、子ども、高齢者、障害者などいわゆる社会弱者とされる方々の人権問題に加え、新たなインターネット等による人権侵害などの問題も発生しています。

このような状況のなかで、私たち一人ひとりが人権問題を身近なものとして捉え、家庭、学校、職場など地域社会が連携して取り組むことが大変重要であると考えます。

本市では「薩摩川内市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権施策の基本的方向と様々な人権の課題とされている施策分野について指針を示し、計画に基づき、人権教育・啓発活動を推進するとともに、「すべての人々が人権を享有し、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな明るい地域社会の実現」を目指して、市民の皆様と一体となった取り組みを進めてまいります。

結びに、この基本計画の策定に当たり、薩摩川内市人権教育・啓発基本計画検討委員会及び薩摩川内市人権対策事業審議会の皆様から貴重なご意見、ご提言を賜り、深く感謝を申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年6月

薩摩川内市長 岩切 秀雄

目 次

第1章 基本計画策定の背景	
1-1 国際的動向	1
1-2 国及び鹿児島県の動向	2
1-3 薩摩川内市の取組	3
第2章 人権施策推進の目標と考え方	
2-1 計画策定の位置付けと目的	5
2-2 計画の期間	5
2-3 計画の基本理念	5
2-4 基本的な考え方と姿勢	6
(1) 人権を尊重する意識の向上	6
(2) 個人の尊厳の確保と互いの価値観を認め合う共生の心を育む	6
(3) 相互連携による効果的な人権教育・啓発の推進	6
第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
3-1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	8
(1) 家庭における教育力の向上	8
(2) 地域における人権尊重の環境づくり	9
(3) 人権に関する普及啓発と人材育成	10
3-2 学校等における人権教育の推進	12
(1) あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実	12
(2) 教職員・保育士の指導力の向上	13
(3) 安心して楽しく学ぶための環境づくり	13
(4) 家庭・地域・行政との連携強化	14
3-3 職場における人権教育・啓発の推進	15
(1) 特定の職場に従事する者に対する人権教育・啓発の充実	15
(2) 企業等への啓発の充実	17
3-4 行政における人権啓発活動の推進	18
(1) 啓発活動の充実	18
(2) 人権侵害に対する相談・支援体制などの充実	19
第4章 重要課題への対応	
4-1 女性	22
(1) 男女が互いに人権を尊重できる環境づくり	22
(2) 仕事と生活が調和する社会づくり	23
(3) 女性の参画の促進	24
4-2 子ども	26
(1) 子どもが人権を理解する環境づくり	26
(2) 豊かな人間性を育む教育の推進	26
(3) 人権保育の推進（子どもの人権を守る保育の推進）	27
(4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進	28

4-3	高齢者	30
	(1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり	30
	(2) 安心して介護サービスを受けられる環境づくり	31
	(3) 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援	31
	(4) 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援・環境整備	32
4-4	障害者	34
	(1) 障害者の人権を尊重する意識づくり	34
	(2) 障害者の自立と社会参加への支援	35
	(3) 障害者や家族の生活支援	35
4-5	同和問題	36
	(1) 人権教育及び啓発活動の推進	36
4-6	外国人	38
	(1) 共生社会の形成	38
	(2) 外国人の円滑なコミュニケーション環境づくり	39
4-7	HIV感染者・ハンセン病患者等	40
	(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり	41
	(2) 感染症患者などの自立と社会参加の支援	41
4-8	犯罪被害者等	42
	(1) 犯罪被害者等の人権についての教育・啓発の推進	42
	(2) 相談・支援体制の充実	42
4-9	インターネットによる人権侵害	44
	(1) 利用者の教育・啓発の推進	44
4-10	北朝鮮当局による拉致問題等	45
	(1) 拉致問題に対する意識づくり	45
4-11	その他の課題	46
	(1) さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚	46
第5章	計画の推進	
5-1	基本姿勢	47
5-2	推進体制	47
5-3	進行管理	47
	薩摩川内市人権教育・啓発推進体制図	48

薩摩川内市人権教育・啓発に関する基本計画



第1章 基本計画策定の背景

1-1 国際的動向

第二次世界大戦後に設立された国際連合は、その憲章において前文で基本的人権と人間の尊厳などを確認するとともに、第1条で「人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重」することを示しました（昭和20年(1945年)）。

昭和23年(1948年)国際連合人権委員会が人権規約を具体化した「世界人権宣言」を採択し、この宣言の精神を具現化するために、昭和41年(1966年)「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」の二つの国際人権規約ほか多くの人権に関する国際規範や国際年(昭和50年(1975年)「国際婦人年」、昭和54年(1979年)「国際児童年」、昭和56年(1981年)「国際障害者年」、平成11年(1999年)「国際高齢者年」)を制定し、定着に努めてきました。

平成6年(1994年)の第49回国連総会では、あらゆる国において、人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議されました。

しかしながら、21世紀となった現在においても、なお世界の各地では、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別などが生じてきており、人権侵害や尊い生命が失われている現実があります。また、依然として、女性をはじめ障害のある人、高齢者、子ども、外国人など様々な人権課題が存在しています。

「人権教育のための国連10年」の取組が最終年を迎えた平成16年(2004年)には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、平成17年(2005年)から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を「人権の世紀」とする決議がされました。

1-2 国及び鹿児島県の動向

我が国においては、昭和22年(1947年)に「日本国憲法」が施行され、基本的人権の尊重と保障がうたわれました。また、国際連合に加入後には、我が国は人権に関する数々の条約を締結してきており、平成7年(1995年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」を批准しました。

平成6年(1994年)の「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成7年(1995年)には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年(1997年)に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定されました。

国内行動計画においては、人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って、一人ひとりの人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指すとしています。その基本的な考え方において地方自治体、民間団体等が、この行動計画の趣旨に沿ったさまざまな取り組みを展開することを期待するものとされ、あらゆる場を通じた人権教育の推進や、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等それぞれの重要課題への対処の方向などが示されました。

平成12年(2000年)12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかとなり、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

鹿児島県においては、平成10年(1998年)12月の県議会において、「人権宣言に関する決議」が採択されたほか、平成16年(2004年)3月末現在、県内の16市町で人権宣言が採択されるなど、様々な社会問題を人権の視点から捉える活動や差別、偏見のないまちづくりの気運が高まりました。

また、国連が提唱した「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、平成11年(1999年)3月に県行動計画を策定しました。この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のため、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発を積極的に進めてきました。

平成17年には、鹿児島県における人権教育・啓発施策の指針となる「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が策定され、平成23年には「鹿児島県人権教育・啓発基本方針」の一部変更を行い、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進が図られています。



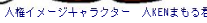
1-3 薩摩川内市の取組

すべての人々の基本的人権は、憲法で保障されており、薩摩川内市総合計画においても人権の尊重を施策の一つとして位置づけ、人々の差別意識をなくし、人権に対する正しい理解と認識を得るために、人権問題を身近な問題としてとらえるよう地域・学校などあらゆる場において教育活動を展開してきました。また、人権問題を正しく理解するため、積極的な人権問題への取組や啓発・広報活動を進め、人権に対する市民の意識の高揚にも努めてきました。

更に、市民一人ひとりが正しい理解と認識のもとに不断の努力を行い、すべての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指す必要があることから、市の策定した各種計画においても、人権の尊さをうたっています。

人権イメージキャラクター 人KEN まもる君・人KEN あゆみちゃん

薩摩川内市の関連計画

- 第1次総合計画（平成18年3月）
- 男女共同参画基本計画（平成18年3月）
- 障害者基本計画・障害福祉計画（平成19年3月）
- 地域福祉計画（平成19年3月）
- 生涯学習推進計画（平成20年3月）
- 次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）（平成22年3月）
- 教育振興基本計画（平成22年10月）
- 老人福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年3月）

第2章 人権施策推進の目標と考え方

2-1 計画策定の位置付けと目的

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日施行）」における地方公共団体の責務を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び鹿児島県の「人権教育・啓発基本計画」を参考に、また、「薩摩川内市総合計画」や各種計画等との整合性を図りながら、人権教育・啓発に関する施策の基本的方向を示すものです。

また、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができることを目標として、人権施策の総合的な展開の方向と、普遍的に人権にかかわる課題及び特に重要な課題とされている施策分野についての指針を明らかにすることを目的としています。

2-2 計画の期間

本計画は、平成25年度(2013年度)以降における人権教育・啓発施策の基本方向を示すものであり、計画に基づき、人権教育・啓発施策の一層総合的かつ効果的な推進に努めます。また、施策の進捗状況や国・県の施策の動向、社会構造の変化を踏まえて、必要に応じて計画を見直します。

2-3 計画の基本理念

世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの普段の努力はもとより、私たちが自ら人権尊重の担い手であることを認識し、人権教育及び啓発に主体的に取り組むことが、必要なことです。

そのためには、人権尊重を日常から習慣として身につけ、人権尊重の行動が社会全体に浸透した豊かな社会を築くように努めなければなりません。

このような視点に立って、人権教育・啓発活動を推進するとともに「すべての人々が人権を享有し、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな明るい地域社会の実現」を基本理念とします。

2-4 基本的な考え方と姿勢

本計画においては次のような基本的な考え方と姿勢をもって、総合的に人権施策の推進に取り組みます。

(1)人権を尊重する意識の向上

人権の大切さとそれを尊重すること、人権の意義や重要性について、市民一人ひとりの心や考え方に定着するよう啓発を行います。

市民が日常生活において、人権問題について常に捉える感性を養うとともに、人権に配慮する姿勢を持ち行動するような人権感覚を身につけることを目指します。

(2)個人の尊厳の確保と互いの価値観を認め合う共生の心を育む

近年、社会はグローバル化や少子・高齢化、様々な物事に関する価値観の多様化等も進んでいます。また、性別、年齢、考え方、習慣が異なり、国籍、文化などの背景が異なる一人ひとりにより構成されており、様々な人権問題の要因にもなっています。

これら問題の解決のためには、先ず、偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切であり、すべての人々が、差別し合うことなく、互いに人権を尊重するという意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが何よりも重要です。

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、自由な意思と社会的責任を担って能力を發揮することができる社会を目指します。

(3)相互連携による効果的な人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会を実現するためには、家庭、地域、学校、職場が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携しながら効果的な人権教育・啓発を推進することが大切です。

(家庭では)

社会の基盤となる家庭では、家庭生活の中での大人の意識や態度が、子どもの成長や発達の上で大きく影響を与えることを認識し、良好な親子関係を築く中で、互いの人権を尊重する意識を培うことが大切です。

(地域では)

地域は、子どもから大人まで世代交流する場であり、様々な地域活動を通して一人ひとりの人権が尊重される意識を醸成することが大切です。

(学校では)

学校は、友達との人間関係を通じて社会性が培われる場であり、心身の成長に合わせて実践的な人権教育を積極的に推し進めることが大切です。

(企業では)

企業においては、憲法で保障された職業選択の自由の確保のために、差別のない公平な採用選考や人権尊重の精神に基づいた相互に信頼し合える人間関係の形成が求められており、これらの観点に立った経営が大切です。

(行政では)

行政においては、人権問題が様々な場面にあることから、職員が人権問題を正しく理解することが重要であり、豊かな人権感覚と感性を身に付け、人権尊重に対する適切な認識のもとに業務を遂行することが大切です。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と法律に規定されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくっていくためには、行政をはじめ市民一人ひとりが正しい認識を持ち、努力を続けていく必要があります。人権尊重の社会づくりの担い手である市民の積極的な取り組みが促進されるよう、学習の振興、教育・啓発が必要です。このため、人権に関する学習、教育・啓発について、家庭、地域、学校、職場のあらゆる場において進める必要があります。

3-1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくっていくためには、人権尊重の担い手である市民一人ひとりが、差別や偏見の意識を持たず行動することであり、そのためには、積極的に人権について学ぶことができる環境づくりが必要です。また、人権に関する学習、教育・啓発は、家庭や地域、学校、職場といった、あらゆる生活場面において取り組まれることと、関係する場が学習機会の提供について協力することが必要です。

薩摩川内市では、少子高齢化がますます進むことが予想され、地域の連帯意識が薄れることが懸念されますが、日常生活や地域社会の健全な発展のためにも、あらゆる場において人権尊重を推進することが必要です。このための、一人ひとりが、家庭や地域から、人権を大切にして暮らしていくことを促します。



【取り組みの方向】

(1) 家庭における教育力の向上

●家庭の絆や地域における連帯意識を高めるとともに、人権について学び合う教育力を高めることを支援します。

＜基本施策と取り組み内容＞

①家庭における教育力を高めるための支援をします

ア 家庭における人権に関する教育力の向上を支援するために、子を持つ親を対象とした人権に関する学習機会や、父親の家庭教育参加の支援などを工夫します。

イ 家庭での男女共同参画を進めるために、家庭や地域、市民活動団体向けジェンダー研修プログラムを作成し、出前講座、情報提供などを行います。

【主な担当課】 子育て支援課／市民健康課／コミュニティ課／社会教育課

②家族がふれあう機会を充実します

ア 家族の絆を深めるとともに心が通う地域づくりのために、毎月第三日曜日「家庭の日」の周知・啓発を図ります。

イ 地域における町内会行事、スポーツ行事等への参加を促して、家族がふれあう機会の提供に努めます。

【主な担当課】 社会教育課／市民スポーツ課

(2)地域における人権尊重の環境づくり

●市民が地域でのふれあいと支え合いについて学ぶ意識を高め、地域、家庭、学校、職場などが連携して人権擁護を進めます。

＜基本施策と取り組み内容＞

①地域、家庭、学校、職場などの連携・協力の強化を図ります

ア 人権擁護委員の活動支援や関係団体との連携を図ります。

イ P T A、自治会役員、民生委員・児童委員、地域、家庭、学校、職場が連携・協力して、人権擁護を進めます。

【主な担当課】 市民課／障害・社会福祉課／学校教育課／社会教育課

②みんなでふれあい、地域福祉を学びます

ア 市民が地域でのふれあいと福祉を推進する担い手となるために、地域での支え合い意識の向上や、地域活動者の意識改革の推進を図ります。

イ 子どもの時から助け合いの意識を持つように福祉教育を進めるとともに、地域における世代間交流を促すことにより地域全体で人権尊重や子育て、支え合いの意識の向上を図ります。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／子育て支援課／学校教育課

③誰もが安心・安全、快適なまちづくりを進めます

ア バリアフリー新法に基づき、誰もが外出しやすいように、歩道や道路照明灯等の整備、公共交通機関の充実を図るとともに、市内全体で安全で快適に生活できる建築物等の環境づくりを促します。

イ 市民で人にやさしいまちづくりを進めることを目指して、心のバリアフリーへの意識向上について啓発を強化します。

ウ 高齢者、障害者をはじめ誰もが住みなれた地域で快適に暮らせるよう、住宅改修支援などの施策を展開します。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課／建設維持課／建設整備課／建築住宅課

(3)人権に関する普及啓発と人材育成

●基本的人権の尊重についての考え方の周知を図るとともに、虐待防止、男女共同参画などの人権にかかわる今日的な問題を学ぶ機会を提供するとともに、市民の自主的な学習を支援します。

●人権について正しく普及啓発を図るために、指導者の養成を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①人権に関する基本的な知識や考え方の浸透を図ります

ア 人権に関する基本的な知識や考え方の浸透を図るために、基本的人権の尊重についての理解を啓発するとともに、世界人権宣言、子どもの権利条約など国際的な人権基準の周知を図ります。

【主な担当課】 市民課

②身近で参加しやすい学習環境づくりに努めます

ア 人権尊重や明るい家庭・地域づくりについて学ぶ機会として、生涯学習ガイドブックなどにより地域・学習活動の情報を提供するとともに、中央・地域公民館などにおける各種学習・交流活動の充実を図ります。

イ 市の施設において、人権の啓発資料や生涯学習情報などについて情報提供を充実します。

【主な担当課】 市民課／社会教育課

③人権に関する多様な学習機会を提供します

ア 市民が人権について理解するために、啓発用パンフレットの提供や、講演会、体系的な学習講座、出前講座や参加・体験型学習など、人権について学ぶことができる幅広い機会を充実します。

イ 子ども、高齢者などの虐待防止、男女共同参画の推進、在日外国人との共生など人権にかかわる今日的な問題も、学習のテーマとしてとりあげます。

ウ 効果的な学習方法についての情報収集・研究を進めます。

【主な担当課】 市民課／子育て支援課／高齢・介護福祉課／コミュニティ課／企業・港振興

課社会教育課

④市民や団体の自主的な学習活動を支援します

ア 市民同士がふれあう機会を増やすために、人権に関する学習資料の提供や、コミュニティ、市民団体などへの人権に関する研修実施機会を充実します。また、団体の自主的な学習活動を支援します。

イ 人権尊重について地域や市内で学びやすい機会を充実するために、ボランティア・市民活動団体に参加するための情報の提供、防災についての学習、地域のネットワークづくり、伝統文化の継承・学習を通じた世代間交流などを充実します。

【主な担当課】 コミュニティ課／文化課

⑤人権教育・啓発を推進する指導者の養成を図ります

ア 指導者となるべき人材の発掘に努めます。

イ 人権に関する正しい学習や教育を行うことができるように、指導者養成のための学習機会を設けます。

【主な担当課】 市民課

3-2 学校等における人権教育の推進

【現状と課題】

学校・幼稚園・保育所等は、次代を担う子どもを育成する場であり、子ども同士が相手を大切にして、違いを認め合い、信頼感のある温かい人間関係をつくる教育が必要です。

また、幼児児童生徒は、感受性が強い時期であり、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者など、あらゆる差別や偏見をなくすために、基本的人権に対する意識を養っていく必要があります。

これまで薩摩川内市は、基本的人権を重視した教育を行ってきましたが、いじめや不登校をはじめとするさまざまな課題において、学校と家庭、地域などが連携して取り組むことや、国際化、情報化、少子高齢化など近年の子どもを取り巻く環境が大きく変化していく中で、人権について正しく判断して、行動することができる子どもを育てていくことが重要です。

【取り組みの方向】

(1)あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実

- 学校教育においてはもちろん、就学前も含めて子どもや親を対象として、人権尊重の意識を高める機会を提供します。
- 学校等において、人権教育について情報収集を充実します。
- 各学校において人権教育が的確・適切に実施されるよう指導・監督していきます。

<基本施策と取り組み内容>

①就学前も含めて人権尊重の教育を推進します

ア 就学前も含めて子どもや親が人権尊重の意識を高めるようにするために、交流や体験を通じた人権尊重精神の基礎を築く教育や保育を進めます。

イ 学校教育などにおいては、各教科、道徳など全教育活動を通じて、人権尊重の意識を高めるための教育を推進します。

【主な担当課】 学校教育課、社会教育課

②人権尊重の教育内容・方法などを充実します

ア 子どもの感性を大切にしながら豊かな心を育むために、学校教育においてボランティア活動や地域などとの交流の機会や体験学習を充実します。

イ 子どもが人権を自分で考えるため、職場体験学習、福祉体験活動などの機会も充実します。

【主な担当課】 学校教育課

③人権尊重教育についての情報を提供します

ア 教育委員会、各学校等では、いろいろな事例等について情報収集するとともに、得られた情報を学習機会に役立てるよう提供します。

【主な担当課】 学校教育課

(2) 教職員・保育士の指導力の向上

●教職員・保育士が人権尊重の教育を推進できるように、情報収集や研修等の機会を充実します。

<基本施策と取り組み内容>

①教職員・保育士の指導力の向上を図ります

ア 教職員・保育士の研修や学習機会の充実を図ります。

イ 保育士は、就学前から人権意識を養うために、人権保育について教職員・保育士と関係機関が十分に情報収集を行い、学ぶように努めます。

ウ 小・中学校教職員は人権教育研究会や各種研修会等において、人権について学ぶ機会をつくとともに、人権尊重の意識を高め、児童生徒に対して適切に指導できるように努めます。

【主な担当課】 子育て支援課／学校教育課

(3) 安心して楽しく学ぶための環境づくり

●子どもが安心して学校で学ぶことができるように、人権に配慮した教育指導を行うとともに、保護者等を対象にした相談の充実に努めます。

<基本施策と取り組み内容>

①人権に配慮した教育活動と学校づくりを進めます

ア 子どもの人間性を育むために、子どもに対する人権に配慮した教育指導を行います。

イ 人権尊重及び男女共同参画の推進に努めます。

【主な担当課】 学校教育課

②児童・生徒に対する相談体制を整備します

- ア 児童・生徒が心身ともに健やかに学校生活を過ごし育つように、スクールカウンセラーや各種相談員の設置など相談体制の充実を図ります。
- イ 保護者、児童・生徒、学校関係者に対する心理的教育相談の活動の充実に努めます。
- ウ 子どもに関する悩みや相談の場として、少年愛護センターの充実に努めます。

【主な担当課】 社会教育課/ 学校教育課

(4)家庭・地域・行政との連携強化

- 保育所や学校と家庭・地域・行政との連携を強化して、人権にかかわる問題の解決と、人権教育・保育を進めます。

<基本施策と取り組み内容>

①家庭・地域社会・行政との連携・協力の強化を図ります

- ア 人権に対する家庭・地域への教育機会の充実を図ります。
- イ 保育や学校教育について家庭・地域への情報提供を充実するとともに、民生委員・児童委員、学校評議員との連携を強化して、いじめなどの人権にかかわる問題を話し合う機会の充実に努めます。
- ウ 保育所や学校と家庭・地域・行政との連携を強化して人権教育・保育に取り組むために、子ども会への支援や地域活動の充実に努めます。

【主な担当課】 子育て支援課/ 学校教育課/ コミュニティ課/ 社会教育課

3-3 職場における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

企業等は、地域に雇用を創出し、地域経済を支えるために大きな役割を担っており、就労者が快適に働き続けることができる環境づくりが重要です。同時に、企業は社会に貢献して、市民とともに豊かな地域の創造を目指していく責務があります。

世界的な金融危機や東日本大震災の影響で、企業の経営環境は厳しくなっていますが、男女の賃金等の処遇の格差是正の問題、仕事と家庭の両立を可能とする環境整備の問題、高齢者の継続雇用の問題、障害者の法定雇用率達成の問題、セクシュアル・ハラスメントあるいはパワー・ハラスメントの問題など、取り組むべき課題が山積しています。

こうした中で、川内商工会議所など経済界においても男女雇用機会均等の確保をはじめ、人権を尊重する企業経営などについて啓発を行ってきましたが、今後も企業が主体的に人権教育・啓発に取り組むことが求められます。

【取り組みの方向】

(1) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実

●人権教育・啓発の推進にあたっては、とりわけ人権にかかわりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる者に対して、研修等による人権教育・啓発を充実します。

<基本施策と取り組み内容>

①市職員に対する人権教育・啓発を充実します。

・市の職場においては職種や立場を問わず、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付けて、人権に配慮し職務を実践することが必要です。

ア 人権尊重に関する講演会などへの職員の積極的な参加を促すとともに、人権に対する正しい理解・認識の習得を目的とする職員研修の充実に努めます。

イ 市民が安心して行政サービスを利用することができるように、職務や事務において人権尊重を基本とする接遇の徹底を図ります。

【主な担当課】 総務課

②教職員に対する人権教育・啓発を充実します。

・学校は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える場であり、教育内容や学校運営などにおいて広く人権の視点が重視されなければなりません。このためには、まず、教職員自身が人権に対する正しい認識と意識を持つことが必要です。

ア 学校においては、教師と児童生徒の信頼関係に立って、子ども一人ひとりの人権を大切に
した教育活動の徹底を図るとともに、教職員の人権意識の高揚や人権教育を実施する指導者
として必要な知識や指導力を高めるために、人権に関する研修会への参加に努めます。

イ 子どもたちへの指導においては、発達段階に応じた指導内容を設定するとともに、指導方
法に工夫を凝らし、人権教育の充実に努めます。

【主な担当課】 学校教育課

③消防職員に対する人権教育・啓発を充実します

・消防職員は、その職務が住民の生命、身体及び財産を守るという地域住民の暮らしと密接
に関係することから、人権問題を正しく理解し人権を尊重した行動を取ることが必要です。

ア 消防職員に対しては、消防学校において初任者の人権教育を受けるとともに、各職場にお
いて人権教育が継続的に実施されるように努めます。

【主な担当課】 消防総務課

④医療、保健関係者に対する人権教育・啓発を充実します

・医療・保健関係業務に従事する者は、疾病の予防や治療、保健指導など人の命と健康を守
ることを使命としています。高齢化の進展や慢性疾患を中心とした疾病構造の変化の中で、
医療の質の向上に対する国民の要望はますます高まっています。業務の遂行にあたっては、
インフォームドコンセント（患者に対する十分な説明と同意）の徹底やプライバシーへの配
慮、病歴等診療情報の保護に努めるなど、高い職業的倫理と人権意識に基づいた行動が求め
られています。

ア 診療所施設などにおける人権教育・啓発の充実を働きかけるとともに、医療、保健関係団
体に対しても人権教育・啓発への積極的な取組が行われるよう促します。

【主な担当課】 市民健康課

⑤福祉関係者に対する人権教育・啓発を充実します

・福祉関係の業務に従事する者は、高齢者、障害者、子どもなどに対する生活相談や介護など
の業務に直接携わる立場にあります。そのため、個人のプライバシーや人間の尊厳に対する認
識など、高い職業的倫理と人権意識を持ち、社会的・経済的にハンディキャップを負った人々
の自立と自己実現を援助するという役割を果たしていかなければなりません。

ア 福祉関係従事者の人権意識の普及・高揚を図るため、人権教育・啓発の充実や、福祉関係団体等に対する人権教育・啓発への積極的な取り組みの促進などの働きかけを行っていきます。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／子育て支援課／高齢・介護福祉課／保護課

(2)企業等への啓発の充実

●職場における人権の尊重や男女共同参画を進めることについて、企業等の社会的責任として啓発していきます。

●企業の責任として、個人のプライバシーの保護と情報管理の徹底について啓発します。

<基本施策と取り組み内容>

①雇用や職場における均等な機会と待遇の確保を推進します

ア 男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るため、事業所に対して男女雇用機会均等法や労働基準法などを周知し、意識の向上を図ります。

イ 男女同一待遇、正規・非正規労働者の格差解消の啓発など、事業所の社会的責任についての意識の向上を図ります。

ウ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々な相談について、労働相談窓口等の周知を図ります。

【主な担当課】 商工振興課

②就労の場における男女共同参画を推進します

ア 事業所における性差別のない職場づくりの啓発を行うとともに、事業所への出前講座、積極的改善措置のための情報提供を充実します。

【主な担当課】 商工振興課

③個人のプライバシーに対する正しい理解を啓発します

ア 人権尊重の立場から、企業や事業所等に対して、個人情報やプライバシーの保護などに関する啓発を行います。

イ セクシュアル・ハラスメントを始めとするさまざまなハラスメントによって、個人プライバシー等が侵害されることがないように、企業や事業所等を経営する者に対して啓発します。

【主な担当課】 商工振興課／文書法制室

3-4 行政における人権啓発活動の推進

【現状と課題】

人権とは、「私たちが人間らしく生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いを超えて、万人に共通した一人ひとりに備わった権利」、「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然に持っている固有の権利」などと言えますが、人権尊重の理念に関する市民の理解を深めて、明るい社会を築くためには、市民への情報提供・啓発が重要です。

我が国では、世界人権宣言が採択された12月10日が「人権デー」として定められ、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定めて啓発活動を行っています。また、全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設するなど、啓発活動を行っています。

薩摩川内市においても、「人権週間」などを生かして、人権尊重についての啓発活動を行うとともに、広報紙、ホームページなどにより、継続的に情報提供・啓発を行っています。また、各種相談窓口においても、人権にかかわる相談と支援体制を整えています。

また、市民も人権尊重に向けて、啓発や教育の重要性を認識しており、国による救済機関についての検討の動きなどを踏まえながら、人権教育・啓発の促進と相談機能を充実することが必要です。

【取り組みの方向】

(1)啓発活動の充実

●人権を尊重することの大切さについて市民全体の理解を深めるために、広報紙などの媒体を活用するとともに、人権週間などの機会を生かして、啓発や情報発信を充実します。

<基本施策と取り組み内容>

①広報紙・ホームページ等を活用します

ア 人権尊重の大切さについて広く市民の理解を促進するために、市の広報紙・ホームページによる啓発を進めます。

イ 人権啓発用パンフレットやチラシを作成し、さまざまな人権に対する偏見や差別について、正しい知識の普及を図ります。

【主な担当課】 市民課

②人権週間などの機会を捉えて啓発します

ア 人権週間、男女共同参画週間、児童福祉週間、児童虐待防止推進月間、老人週間、障害者週間などの機会を捉えて、人権尊重について広報紙などへの記事掲載、街頭PRを行うなど、情報提供・啓発活動を充実します。

イ 庁舎、地区コミュニティセンター、図書館、保健センター、文化ホールなどの施設を利用し、啓発資料の掲示、配布を行うなど、啓発活動を充実します。

ウ 市のいろいろなイベントを通じて、多くの市民に人権尊重についての啓発活動を充実します。

エ 人権に関する講演会等を開催し、基本的人権の尊重や男女共同参画などについて広く市民への啓発活動を充実します。

【主な担当課】 市民課／子育て支援課／高齢・介護福祉課／障害・社会福祉課／コミュニティ課

(2)人権侵害に対する相談・支援体制などの充実

●人権に関する情報収集を行い、市民が問題を抱えた時には適切・迅速に相談ができる体制を整えます。

●市民が互いに人権を尊重して、地域や事業所において支え合うことを促すとともに、ボランティアに参加する方々や市民活動団体と連携して支援を行う体制を充実します。

<基本施策と取り組み内容>

①人権に関する情報収集と意識調査などを充実します

ア 人権に関する市民意識の把握に努めます。

イ 市民意識、人権に関する国・県や他の市町村の施策動向、市民・事業者の取り組みについて把握して、今後の啓発や取り組みの推進のために生かします。

【主な担当課】 市民課

②人権侵害に対する相談・支援体制などを充実します

ア 人権侵害についての不安の解消や人権を侵害されたことに対して問題解決できるように、市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。

イ いじめや不登校、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、暴力を受けた人の支援のためのカウンセリングやシェルター、外国人の生活支援、福祉サービス利用者等の権利擁護などについて関係機関や市民活動団体などと連携して対策を講じます。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／高齢・介護福祉課／子育て支援課／市民課
コミュニティ課／学校教育課

③高齢者、障害者やその家族に対する各種相談を充実します

- ア 高齢者、障害者やその家族に対する支援と人権の擁護を図るために、障害者相談、成年後見制度の利用などの支援を行います。
- イ 障害者自立支援協議会、民生委員・児童委員などの活動の充実や、巡回訪問、介護・保健・福祉の相談窓口の充実など、相談・支援体制を整えます。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／高齢・介護福祉課／市民健康課

④子育て・介護など家庭への支援を充実します

- ア 明るい家庭を築くために、悩み事を家庭で抱えすぎないように、子育て・介護・福祉などに関する相談体制の充実と、その利用促進のための周知を図ります。

【主な担当課】 子育て支援課／高齢・介護福祉課／市民健康課

⑤みんなで助け合い、支え合うしくみをつくります

- ア 市民が互いに人権を尊重して、助け合い、支え合う明るい地域社会を築くために、自治会の育成、充実を図ります。
- イ 市民活動、地域福祉活動の活性化や、自治会と民生委員・児童委員等との連携を強化し、支え合いのための支援を充実します。特に、災害時要援護者の支援体制を整えます。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／コミュニティ課／高齢・介護福祉課

⑥協働で明るいまちづくりを進めます

- ア 市民が、人権尊重のための活動に、市や事業所、自治会と協働して取り組むことを促し、明るいまちづくりを進めます。
- イ 明るいまちづくりを進めるため、ボランティア活動の人材発掘や育成、支援を実施します。

ウ 人権尊重のための施策を推進するため、関係各課が連携するとともに、市民と市が協働して取り組む体制づくりを充実します。

【主な担当課】市民課／コミュニティ課

第4章 重要課題への対応

4-1 女性



【現状と課題】

国際連合は創設当初から女性の地位向上に取り組み、我が国においても、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成8年(1996年)には「男女共同参画2000年プラン」の策定、平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」の制定を行うなど、総合的な取り組みを進めてきました。

また、各地方自治体においても、男女共同参画に向けた取り組みを充実してきました。薩摩川内市においては、平成16年(2004年)には男女共同参画の推進に関する基本理念や市と市民、教育に携わる者、市民活動団体、事業者の役割を明記した「薩摩川内市男女共同参画基本条例」を制定しました。さらに、平成17年(2005年)には、薩摩川内市の指針として男女共同参画施策を推進するための行動計画「薩摩川内市男女共同参画基本計画」を策定しました。

国においては、平成19年(2007年)に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、これに基づく「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。男女共同参画の視点からも、男女が共にそれぞれの生き方を尊重し、仕事や家庭生活、地域生活などにバランスよく参加できる、ワーク・ライフ・バランスの実現が望まれており、男女の意識の改革、事業所に対する取り組みへの理解、社会環境の整備を図る必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けては、各種の法律・制度の整備や教育・啓発などの実施により徐々に状況は改善されていますが、社会にはいまだ、男女に不平等な慣行やしきたりが残っており、政治・社会・経済・文化などのあらゆる面での男女共同参画を阻害する要因になっています。男女平等を推進する学習や教育を充実し、男女共同参画の理念の浸透を図る必要があります。

【取り組みの方向】

(1)男女が互いに人権を尊重できる環境づくり

- 学校や家庭、職場において男女共同参画意識の向上を図るとともに、女性などに対する暴力の根絶と防止を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①人権を尊重し男女共同参画意識の向上を図ります

- ア 人権の尊重及び男女共同参画を着実に進めるために、男女共同参画社会基本法や薩摩川内市男女共同参画基本条例などの周知や各種パンフレットなどの活用、講演会・講座・研修会などにより啓発を図ります。
- イ メディアや広報紙などにおいて人権及び男女共同参画に配慮した表示や表現をするよう働きかけるとともに、公的出版物、ホームページなどにおいてもジェンダーの視点に配慮した取り組みを行います。
- ウ 児童生徒が人権尊重や男女共同参画について学び、必要な情報を主体的に選択できる能力を養います。

【主な担当課】 学校教育課／コミュニティ課

②女性などに対する暴力の根絶対策を充実します

- ア 配偶者などからの暴力の根絶、被害者保護の促進のために、啓発・研修会などを推進するとともに、関係機関やボランティア・市民活動団体とのネットワークをつくります。
- イ セクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業所に対し、セクシュアル・ハラスメント対策を就業規則に設けることやガイドラインを作成することを啓発し、就業者に対しては労働相談窓口の周知を図ります。
- ウ デートDVをはじめ、それから発展した犯罪が発生していることから、初期の段階から相談できる窓口の整備や警察の支援を受けられる体制の整備など、女性を暴力から守る体制の充実に努めます。

【主な担当課】 子育て支援課／コミュニティ課／商工振興課

(2)仕事と生活が調和する社会づくり

- 子育て中の女性がワーク・ライフ・バランスを実現することができるように、事業所等に対して啓発を行います。
- 子育てや介護に対しての女性の負担を軽くするために、家族の参加を促すとともに、保育や福祉サービス等の支援を充実します。

<基本施策と取り組み内容>

①仕事と生活の調和がとれた体制・環境をつくれます

ア 事業所に対してファミリー・フレンドリー企業に向けた取組や育児・介護休業制度、ボランティア休暇制度の導入、社会活動への参加などの啓発を行います。

イ 男性の家事や育児、介護への参加をはじめ、子ども会やPTAなど地域活動への参加を促します。

【主な担当課】 子育て支援課／商工振興課／社会教育課／コミュニティ課

②子育て及び介護を支援します

ア 子育て中の女性の負担を軽減するために、家族の参加を促すとともに、市民ニーズに合った保育サービスや、子育て相談、子育て自主グループ、子育てボランティアの育成など子育て支援を充実します。

イ 子どもの居場所づくり、子育てに悩んでいる親や青少年に対する相談、医療費助成制度の充実を図るとともに、子育て中の家族が安心して利用できる公共施設の整備を図ります。また、子どもや若者を健全育成するための啓発を充実します。

ウ 子育て中の女性や要介護者を抱えた家族を支援するために、保健・医療・福祉・介護の連携を図り、誰もが介護に携わることができる体制や介護に携わる者の健康管理、支え合いのための環境整備を図ります。

【主な担当課】 子育て支援課／高齢・介護福祉課／保険年金課／市民健康課

コミュニティ課／社会教育課

(3)女性の参画の促進

●社会における方針決定、計画立案の場への男女の対等な参画を実現するために、女性の登用を図るとともに、女性が自信を持って取り組める環境整備に努めます。

<基本施策と取り組み内容>

①方針決定、計画立案等の場への女性の参画を促進します

ア 事業所及び団体、地域における方針決定、計画立案の場への男女の対等な参画を目指して、女性の登用を促します。

イ 市の審議会等委員における女性委員の登用や市民公募による登用を促進します。

ウ 女性の能力発揮・スキルアップのため、エンパワーメント講座の開催や女性のチャレンジ、起業に関する情報提供、離職した者の能力開発などの支援を実施します。また、地域における女性リーダーを発掘・育成するとともに女性人材バンク登録者名簿を作成し、人材を活用します。

【主な担当課】 商工振興課／コミュニティ課

4-2 子ども



【現状と課題】

子どもたちは、次代を担う存在であり、健やかな子育てができ、健康でたくましく、明るい子どもが成長していく地域社会の形成が必要です。

我が国においては、昭和23年(1948年)に「児童福祉法」が、昭和26年(1951年)に「児童憲章」が定められ、「子どもの権利に関する条約」が批准されるなど、子どもの権利を保障する制度が整えられてきました。

薩摩川内市においては、「次世代育成支援対策地域行動計画」などにより、子育てや子どもの成長過程などに応じて、総合的に子育ての環境を整える中で、子どもの人権の尊重を進めてきました。

しかし、近年、全国的に出生率の低下や少子高齢化、核家族化や地域社会の希薄化が進んでいる中で、子どもや子育て世代を取り巻く環境は厳しくなっていると考えられます。たとえば、いじめの増加、少年非行の凶悪化、児童虐待の増加、性の商品化、薬物乱用の低年齢化など、子育ての上で課題が多く見受けられます。今後も子育てを取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、子育て・子育てを社会全体で支える仕組みを充実することが大きな課題です。

【取り組みの方向】

(1)子どもが人権を理解する環境づくり

●子どもが人権について理解しやすくなるように、交流や体験機会の充実を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①交流や体験を通じて子どもの人権に対する理解を促進します

ア 子どもが、家庭・地域や学校などにおいて人権について学び理解することができるように、参加・体験的な学習機会の提供や、世代間交流事業などふれあいの機会の充実を図ります。

【主な担当課】 子育て支援課／学校教育課／社会教育課

(2)豊かな人間性を育む教育の推進

●子どもの豊かな人間性を高めるために、家庭や地域、学校などでのふれあいの場と人権教育の機会を充実するとともに、障害児の教育・保育の支援を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①家庭教育の支援を充実します

ア 家族の絆を深めながら、家庭や地域、学校などにおける人間関係を築き、人権尊重の心を養うことができるように、家族のふれあいを啓発するとともに、機会を充実します。

イ 子どもに正しい人権教育を行うために、子育て中の親への情報提供や支援、就学中の子を持つ親を対象とした人権に関する学習機会の提供を図ります。

【主な担当課】 コミュニティ課／社会教育課

②人権尊重の教育・人間性豊かな子どもを育む教育などを推進します

ア 学校等において人権尊重の教育を充実するとともに、豊かな人間性を育むために、生命の尊重や他人への思いやりなど「心の教育」やボランティア活動、自然体験など体験活動の充実を図ります。

【主な担当課】 学校教育課

③障害児の教育・保育の環境づくりに努めます

ア 障害児を抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、特別支援教育や保育を充実します。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／子育て支援課／学校教育課

(3)人権保育の推進(子どもの人権を守る保育の推進)

●子どもの人権を守りながら保育を進めるために、保育士の育成に努めます。

●家庭、地域等の連携を深めて、子どもの人権を尊重しながら子育てができる地域づくりを目指します。

<基本施策と取り組み内容>

①保育士の育成と研修を実施します

ア 保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修への参加などを図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営に生かすように努めます。

イ 人権を大切にすることを育てる保育の理念について、保育に携わるすべての人々、保護者や子どもにも広く浸透していくように働きかけます。

【主な担当課】 子育て支援課

②人権保育のための情報提供の充実と情報交換を促進します

ア 人権保育を進めるために、保育所相互による情報収集、情報交換を行い情報の共有を図ります。

イ 人権保育の取り組みについて保護者に知らせ、人権に対する意識を高めるように啓発します。

【主な担当課】 子育て支援課

③家庭、地域、関係機関との連携による人権保育を進めます

ア 子どもの人権を大切にしながら家族が意欲的に子育てできるように、地域全体で子育て支援を充実するために、地域と民生委員・児童委員、主任児童委員などとの連携に努めます。

【主な担当課】 子育て支援課

(4)子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進

●子どもへの虐待防止や障害児を持つ家庭の支援を充実します。

●子どもの健やかな成長を支援するために、子育て支援の充実や家庭や地域における教育力の向上を図ります。

●青少年の社会参加の機会などを充実して、健全育成を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①児童虐待防止対策の強化などきめ細かな取り組みを推進します

ア 要保護児童対策地域協議会とともに、児童虐待防止対策の強化を図ります。

イ 母子・父子家庭等の自立支援や発達に心配のある幼児児童生徒への支援、保育や教育における障害児の支援について、ボランティアや関係機関等と連携し充実します。

【主な担当課】 子育て支援課／市民健康課／学校教育課

②地域における子育て支援を充実します

- ア 地域における子育て・子育てが行いやすい環境づくりを目指して、子育て支援センター、児童クラブ、子育て相談などについて、ボランティアの協力を得て充実します。
- イ 延長保育、一時保育、病後児保育、休日保育など、保育サービスの充実を図ります。
- ウ 児童の健全育成のために、不登校・いじめ問題への対応、情報モラル教育などを充実します。

【主な担当課】 子育て支援課／学校教育課／市民健康課

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境を整備します

- ア 次代の親の育成を図るため小学生や中学生、高校生に対して乳幼児とのふれあい体験の機会を提供して、男女が協力して家庭を築き子どもを産み育てる意識を養います。
- イ 学校教育において子どもの生きる力を養うために、体験活動の機会や地域文化や歴史・伝統を学ぶ機会を充実します。また、家庭や地域の教育力の向上を図るための支援を充実します。

【主な担当課】 市民健康課／学校教育課／社会教育課／文化課

④青少年の健全育成に努めます

- ア 青少年が健全な心身を養い、日常生活を明るく過ごすことができるように、ボランティア活動などへの参加を促します。
- イ 青少年の健全な成長に妨げとなる、飲酒、喫煙、薬物等に手を染めないよう、その防止について啓発するとともに、その徹底を図ります。

【主な担当課】 市民健康課／社会教育課



4-3 高齢者

【現状と課題】

我が国においては、世界でも希なスピードで高齢化が進み、団塊の世代が高齢期を迎える平成25年(2013年)には、4人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎えることとなります。薩摩川内市においても、平成27年(2015年)ごろには、高齢者の割合が30%に近づく推計を行っています。

高齢化の進行に伴い、今後、寝たきりや認知症といった介護を必要とする高齢者が急速に増加するものと見込まれ、介護保険制度が平成12年(2000年)から開始され、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、平成18年(2006年)には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

薩摩川内市では、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活することができるように、地域包括支援センターの機能強化や、高齢社会に対応したサービスの充実・地域の形成を目指してきました。さらに、要介護高齢者に対する介護サービスの充実、寝たきりにならないための介護予防や高齢者の権利擁護の普及などによる地域での支え合い事業の推進を図っていく必要があります。

【取り組みの方向】

(1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり

● 高齢者の人権について理解を深めるとともに、地域における高齢者の見守りや虐待の防止に努めます。

<基本施策と取り組み内容>

① 高齢者の人権尊重についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進します

ア 高齢者の人権や高齢化について理解を深めるために、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体とともにパンフレット等により啓発の充実を図ります。

イ 長寿楽園大学などにおいて、高齢者の生活や健康、高齢者にかかわる問題について学ぶ機会をつくります。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課／障害・社会福祉課

②高齢者の虐待防止・早期発見に努めます

ア 敬老の精神を養い、地域において高齢者を見守ることを促すとともに、高齢者の虐待に関する知識の普及を図り、高齢者の虐待防止や早期発見に努めます。

イ 虐待防止のため、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を通じて関係機関との連携を図ります。



【主な担当課】 高齢・介護福祉課

(2)安心して介護サービスを受けられる環境づくり

●安心して利用することができる介護サービスを提供するために、総合的にサービスの充実を図るとともに、介護施設の現場における人権尊重とサービスの質の向上を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①質の高い介護サービスを提供します

ア 安心して介護サービスを利用することができるように、地域密着型のサービスや包括的支援体制の充実とともに、介護予防や介護保険以外のサービスを総合的に進めます。

イ 利用者の経済的負担の軽減と介護保険事業運営に必要な財源確保について適切に調整して、サービスの供給体制を維持します。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課、保険年金課

②介護サービスの質の向上のために的確に評価します

ア 介護施設関係職員などへの人権啓発や介護相談員の派遣などを行うとともに、各地の介護施設で問題となった不要な身体拘束を行わないことを徹底します。

イ 介護サービス事業者の講習会などへの参加を促すとともに、サービス水準の向上のために事業者の自己評価や第三者評価事業を促します。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課

(3)高齢者の自立と生きがいづくりへの支援

●若い世代が高齢者について理解を深め、世代間交流を進めることで、高齢者の人権を尊重する環境づくりを充実します。

●高齢者の自立と生きがいづくりを促すために、生涯学習機会の提供と就労や社会参加の支援を充実します。

<基本施策と取り組み内容>

①世代間交流の機会を提供します

- ア 子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を深めます。
- イ 高齢者が生きがいを持って経験や知識、地域文化などを若い世代に伝える機会を充実します。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課／社会教育課

②高齢者の学習と健康づくりを支援します

- ア 高齢者が健康でいきいきと暮らし続けることができるように、高齢者クラブの活動支援や長寿楽園大学、ボランティア・市民活動団体による支援などを充実して、介護予防や健康づくりの自主的な取り組みを促します。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課／市民健康課

③高齢者の就労や社会参加の機会を充実します

- ア 高齢者の能力開発を支援するとともに、高齢者の雇用促進について啓発を行います。
- イ シルバー人材センターの充実を図るとともに、誰もが社会の中で役割を担うように、身体などに困難を抱える高齢者の就労や社会参加の機会づくりなどの取り組みを推進します。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課／商工振興課

(4)高齢者やその家族が安心して暮らすための支援・環境整備

- 高齢者が自宅で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターの充実と地域における支え合いなどを促します。

<基本施策と取り組み内容>

①高齢者や家族に対する各種相談を充実します

- ア 高齢者を保護し支援するため、成年後見制度の周知を図る。
- イ 地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談窓口を充実します。
- ウ 認知症の高齢者を介護する家族への相談を充実します。

エ 消費生活センターにおける高齢者に関する詐欺や悪徳商法関連の消費者相談窓口を充実します。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課／市民健康課／市民課

②高齢者が住み慣れた地域で快適に暮らせることを支援します

ア 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

イ 地域ケア体制における高齢者の見守りの強化と地域での交流・支え合いの創出を図るとともに、介護予防を地域を中心にして進めることなど、高齢者向けサービスを地域や事業者とともに充実します。

ウ 高齢者が住み慣れた地域で快適に暮らせるよう、生活環境整備などの施策を展開します。

【主な担当課】 高齢・介護福祉課／市民健康課／建築住宅課／商工振興課／消防総務課

4-4 障害者

【現状と課題】

我が国では、「障害者基本法」（昭和45年(1970年)）において、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野への活動に参加する機会の享受やその尊厳にふさわしい処遇が保障される権利をうたい、障害者の完全参加と平等を目指してきました。

その後も、障害者に対する国民の理解の促進と、障害者の自立支援にかかわる取り組みが進められ、平成18年(2006年)には障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して「障害者自立支援法」が施行され、平成23年(2011年)においても一部制度改正が行われています。

薩摩川内市においては「薩摩川内市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定して、障害者の自立支援のための体制を充実してきました。しかし、未だに障害のある人に対する社会的な誤解や偏見が見受けられ、障害者の社会参加が困難となる場合もあります。

【取り組みの方向】

(1)障害者の人権を尊重する意識づくり

●障害者や障害児の人権尊重やノーマライゼーションの考え方を啓発するとともに、交流や体験機会などを充実します。

<基本施策と取り組み内容>

①障害者の人権尊重について理解を深めるための教育・啓発活動を推進します

ア 障害者の人権尊重について理解を深めるため、広報紙などを通じて、市民への啓発を充実します。

イ 学校教育においては、人権教育などを通じて、児童生徒の障害者に対する理解を深めます。

ウ 障害者の人権に関する学習機会の充実や、障害者が自宅や地域で普通に生活することが望ましいというノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／学校教育課

②交流や体験を通じて障害者に対する理解を促進します

ア 障害者に対する市民の理解を深めるために、生涯学習や地域において、ボランティアとともに車イス体験などの体験機会を提供します。

イ 障害者に対する子どもの理解を深めるために、幼稚園・保育所において障害児と健常児とのふれあい、学校教育において福祉体験活動や福祉施設との交流の充実を図ります。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／子育て支援課／学校教育課

(2)障害者の自立と社会参加への支援

- 障害者の自立と社会参加を促進するために、能力開発や参加機会の充実と、就労機会の確保を支援します。

<基本施策と取り組み内容>

①障害者の地域・学習活動への参加を支援します

- ア 障害者の生きがいの創出と社会で活躍することができる能力開発のために、障害者サークルの支援、ボランティア・市民活動団体の紹介、さまざまな分野で活躍する障害者による講座などを充実します。
- イ 障害者が学習機会や行事などに参加しやすくなるように、障害者団体や支援ボランティアなどとの連携を強化します。

【主な担当課】 障害・社会福祉課

②障害者が働きやすい環境づくりや就労機会の確保に努めます

- ア 障害者が自立することができるように、障害者の雇用・個々の能力について理解すること、障害者の雇用に伴う各種制度について、事業者にも周知・啓発を図ります。
- イ 障害者の能力を開発し就業の機会を得ることを支援するために、障害者施設やハローワークと連携して、障害者の職業訓練や職業の斡旋を進めるとともに、職親制度の活用を図ります。

【主な担当課】 障害・社会福祉課

(3)障害者や家族の生活支援

- 障害者や家族が安心して暮らすことができるように、福祉サービスの充実や地域における支援の充実を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①障害者やその家族が安心して暮らせるように支援します

- ア 障害者やその家族の生活を支援するために、医療・保健・療育・教育・福祉の連携強化により、福祉サービスなどの充実を図るとともに、的確な情報提供を充実します。
- イ 地域の実情に応じて、障害者に創作や交流などの機会を提供する地域活動の支援を充実します。さらに、障害者や地域福祉を支えるボランティアの育成を図ります。

【主な担当課】 障害・社会福祉課

4-5 同和問題

【現状と課題】

昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された同和対策事業特別措置法やその後に制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されました。

本市においても、これまで生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上、啓発事業等の各種施策を積極的に推進してきました。その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備などにおいては改善、向上がなされてきました。

しかしながら、近年、高度情報化社会に伴い、インターネット上の差別書き込み等の問題が発生しています。

このような差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの人権教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として再構築しながら、早期の解決を図るために取り組みを進めなくてはなりません。

【取り組みの方向】

(1)人権教育及び啓発活動の推進

- 家庭、学校、企業、地域などの、あらゆる場を通じて、地域の実情に応じた人権教育を進めるための支援を充実します。

<基本的施策と取り組み内容>

①家庭、学校、地域などを通じた人権教育及び啓発活動を推進します

ア 学校教育において人権教育を進めるために、教職員等を対象とした研修会への参加を図ります。

イ 人権尊重の教育に関する研究・指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、市民や企業、団体などの学習活動の支援を図ります。

【主な担当課】社会教育課／学校教育課

②関係機関と連携し、教育・啓発を推進します

ア 国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和問題についての情報収集と正しい周知を図ります。

イ 学校、企業、関係団体、地域などが行う啓発活動について、関係機関と連携し、その支援を図ります。

【主な担当課】 障害・社会福祉課／社会教育課／学校教育課



4-6 外国人

【現状と課題】

我が国は、平成7年(1995年)に、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃を定めた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」を批准しました。

外国人の増加にともない、言語、文化、習慣、価値観の違いによる誤解などから、地域の中でトラブルを起こしたり、相互理解が不十分であることから、外国人に対する差別や偏見などの問題が生じています。

薩摩川内市の外国人登録者数は、344人で総人口の0.34%(平成23年度末(2011年度末))を占めています。国籍や民族、文化などの差異にかかわらず、日本人市民も外国人市民も互いに理解し合い、ともに安心して生活することができる多文化共生社会を築いていくことが課題です。

【取り組みの方向】

(1) 共生社会の形成

- 国際化時代にふさわしい人権意識を育てることや多文化共生社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及・啓発を図るとともに、外国人が日本人とともに地域社会を支えていくことを促します。
- 外国人の子どもたちが、日本や母国において自立した生活を送ることができるように、就学の支援や日本語学習支援を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①外国人の人権の尊重について理解を深めます

- ア 外国人の人権尊重について、市民の理解を深めるために、国際交流協会と連携し、交流会・講座の開催、語学・教育支援などを通して相互理解を深めます。
- イ 薩摩川内警察署管内国際交流地域連絡協議会や国際交流ボランティアと連携し、外国人を支援することで、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

【主な担当課】 企業・港振興課

②日本人及び外国人の共生意識を高め社会への参加を促進します

- ア 日本人及び外国人が互いの文化的背景や考え方を理解し、暮らせる地域社会を目指すため日本語学習機会の提供に努めます。

イ 外国人の地域社会への参加を促すための事業を実施し、外国人を応援する市民活動団体を支援します。

ウ 関係機関と連携して外国人の就労環境の向上を企業・事業者等に促します。また就労に必要な知識や技術の習得について、情報提供を行います。

【主な担当課】 企業・港振興課／商工振興課

(2)外国人の円滑なコミュニケーション環境づくり

●外国人の日本語学習支援を行うとともに、多言語による情報提供などコミュニケーション環境を充実します。

<基本施策と取り組み内容>

①外国人のコミュニケーション能力を高めるとともに情報提供を充実します

ア 外国人が、日本で生活する上で必要な日本語を学習する機会を充実します。また、子どもたちに対して母国語教育や伝統文化を知るための機会の充実を図ります。

イ 外国人の生活がより快適になるように、多言語による情報提供を行います。

ウ 外国人の子育てと教育を支援するために、ガイドブックの作成や、外国人児童生徒の進路説明会の開催や外国人の意見を聞く機会づくりに努めます。

【主な担当課】 企業・港振興課

4-7 HIV感染者・ハンセン病患者等

【現状と課題】

エイズ（AIDS）は、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染によるウイルス感染症で、免疫不全を起こし、悪性腫瘍などを発症します。感染経路は、性行為、汚染された血液および血液製剤の注射、注射針の共用、母子感染であり、また、感染力は強くないため、正しい知識を持って行動すればHIVの感染を予防することが可能です。

新たにHIV感染者、あるいはエイズ患者として報告された人は、毎年増加傾向にあり、平成22年(2010年)は新規HIV感染者1,075人で過去3位、新規エイズ患者は469人で過去最多となっています。

HIV感染症の治療は進歩してきており、抗HIV薬の投与により発症を抑えることが可能ですが、ウイルスを体内から無くすことは不可能であり、薬剤を服用しなければなりません。このため、医療費が相当な負担になることから、「身体障害者福祉法施行令」の一部改正により、平成10年(1998年)4月1日からHIV感染者等が免疫機能障害として障害認定の対象となりました。

ハンセン病は、らい菌の寄生によって引き起こされる感染症であり、伝染力は非常に低く、また、発症しても適切な治療を行えば治癒が可能であり、重篤な後遺症を持つことや感染源になることもありません。現在、日本では、新たな患者数は年間0～1人と希になりましたが、日本のハンセン病政策により、患者への偏見と差別が大きな問題となっていました。

平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、患者の終生隔離を中心とした政策が行われてきたために、ハンセン病は、治らない病気などと偏見や差別を生み続けました。このため、今日まで、患者本人や家族が、日常生活に支障をきたしており、ハンセン病に対する正しい理解を啓発していくことは大きな課題です。

平成11年(1999年)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、過去にハンセン病、HIV感染者等に対する差別や偏見が存在したという事実を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、感染症対策を総合的に進めることが目指されています。

薩摩川内市においても、発症者に対する支援を関係機関とともに進め、感染症に対する正しい理解の普及啓発を図ることが必要です。

【取り組みの方向】

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

- 感染症患者に対する正しい情報を提供するとともに、人権の尊重について啓発します。

<基本施策と取り組み内容>

① 感染症に対する正しい理解を促進し人権に配慮した対策を進めます

- ア 感染症患者に対する偏見や差別の解消、患者などのプライバシー保護、人権に配慮した予防・まん延防止のために、各種のボランティア・市民活動団体とともにパンフレットや学習講座などによる情報提供を充実します。
- イ 「世界エイズデー」や「ハンセン病を正しく理解する週間」などをPRして、感染症に対する意識を啓発します。

【主な担当課】 市民健康課

(2) 感染症患者などの自立と社会参加の支援

- 感染症患者の自立と社会参加を進めるために、健康づくりを支援するとともに、就労機会の確保を支援します。

<基本施策と取り組み内容>

① 心と体の健康づくりを支援します

- ア 感染症患者が、健やかに明るい人生を楽しむことができるように、健康づくりや感染症に対する健康相談を充実します。

【主な担当課】 市民健康課

② 感染症患者などが働きやすい環境づくりや就労機会の確保に努めます

- ア 感染症患者などの働く能力についての理解を促進して就労機会を確保するために、事業所への啓発を行います。
- イ 働くことができる患者が就労機会を得るために、ハローワークなどの利用促進や職業や雇用についての情報提供を図ります。

【主な担当課】 商工振興課

4-8 犯罪被害者等

【現状と課題】

近時、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せています。犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つきられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されています。その対策として、平成16年12月には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。同法に基づき、平成17年12月には、「犯罪被害者等基本計画」が作られ、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とした活動が展開されています。法務省の人権擁護機関としても、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

【取り組みの方向】

(1) 犯罪被害者等の人権についての教育・啓発の推進

●犯罪被害者やその家族の人権に配慮することができるよう、あらゆる場を通じて理解を深めるための啓発活動を推進します。

<基本施策と取り組み内容>

①犯罪被害者等の人権についての教育・啓発を推進します。

ア 市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権を配慮することができる社会の実現を目指して、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発に努めます。

【主な担当課】市民課

(2) 相談・支援体制の充実

●犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、警察など関係機関と密接に連携して、犯罪被害者等への相談支援体制の充実に努めます。

<基本施策と取り組み内容>

①犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

ア 犯罪被害者やその家族が安心して相談でき、きめ細やかな援助を受けることのできるよう警察や被害者支援団体等と連携し相談支援の充実を図ります。

【主な担当課】市民課

4-9 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

近年では、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示、個人情報の流出、プライバシーの侵害などの問題も大きくなっています。インターネットによる人権侵害の問題としては「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する表現を掲載すること」をはじめ、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載すること」が5割を超えて高い割合となっています。

今後の社会情勢の変化などに伴い発生する新たな問題に対しても、本計画に沿って適切に対応を進めます。

【取り組みの方向】

(1) 利用者の教育・啓発の推進

- インターネット等を利用する一人ひとりが個人のプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう啓発活動の推進や教育の充実に努めます。

<基本施策と取り組み内容>

① インターネット等に対する市民への啓発

ア インターネット等を利用する一人ひとりが、情報モラルを守り、人権を侵害するような情報の掲載、送付等しないよう、各種研修会やメディアを活用して啓発に努めます。

【主な担当課】 市民課

② 情報モラルに関する教育の充実

ア 学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解できるようにするための教育の充実に努めます。

【主な担当課】 学校教育課

4-10 北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。平成14年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、まだ北朝鮮から納得のいく説明はありません。

平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務となりました。

上記法律において、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と認識を深めるために、県においても「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、拉致問題の周知・啓発に取り組んでいる。

また、文部科学省の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議が、平成20年3月に発行した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の中で、人権課題の一つとして取り上げられています。

さらに平成23年4月1日に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部が変更され、「各人権課題に対する取組」の12項目に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

これらを踏まえ、拉致問題等については、市民一人ひとりの声が大きき力となることから、正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めます。

【取り組みの方向】

(1) 拉致問題に対する意識づくり

- 拉致問題についての周知・啓発に取り組めます。

<基本施策と取り組み内容>

① 拉致問題等についての啓発活動の推進

- ア 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、啓発・広報に努めます。
- イ 人権教育資料等を活用して教職員への周知に努めるとともに、児童生徒に拉致問題等についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

【主な担当課】 市民課／学校教育課

4-11 その他の課題

【現状と課題】

人権に対する問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等のほかにも、アイヌの人々、刑を終えて出所した人々、性的指向に関する人権、ホームレスの人権、性同一性障害に関する人権などさまざまあります。

これらについても、情報を的確に把握し、適切に対応していくことが求められます。

【取り組みの方向】

(1)さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚

●新たに発生するさまざまな人権問題について市民が理解することができるように、情報を把握するとともに啓発等を図ります。

<基本施策と取り組み内容>

①さまざまな人権問題に対する人権意識を高揚するための教育・啓発を推進します

ア さまざまな人権問題・インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示など新たに発生する人権問題について、市民が理解を深めるために、啓発パンフレットなどの作成や学習機会の提供を図ります。

【主な担当課】 市民課／コミュニティ課

②新たな人権問題の把握に努め情報提供を充実します

ア 新たな人権問題やその対処について、関係機関と連携して情報収集を行います。
イ 市民の人権に対する感覚や意識について、調査を行い把握します。

【主な担当課】 市民課

第5章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、以下の点に留意して進めます。

5-1 基本姿勢

(1) さまざまな差別意識の解消を図り、すべての人が人権尊重の意識を高めていくためには、広範な取り組みを進めることが必要です。このため、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて、行政はもとより、教育や保育の場、地域組織、ボランティア・市民活動団体、事業者など、あらゆる組織を通じて、人権尊重の社会を実現するための取り組みを進めます。

(2) 社会の複雑多様化、情報化、高度化など時代の流れの中で、人権問題も多種多様化し、新たな問題も発生しています。このため、時代の要請・ニーズに合った施策の実施に努めます。

5-2 推進体制

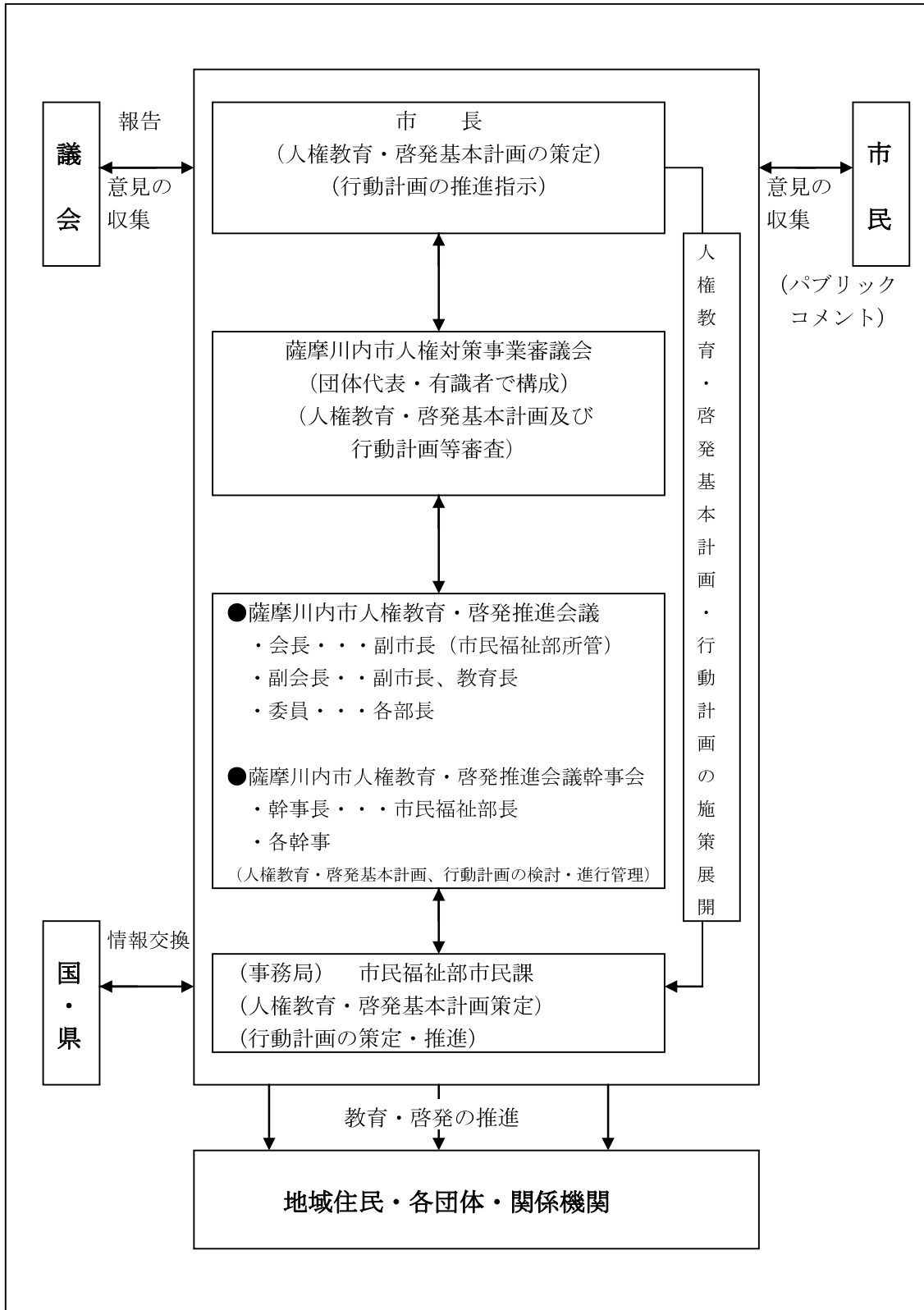
本計画を効果的に推進し、市民の人権尊重の意識を高めるため、関係部局相互の連絡調整と連携を図るため、推進会議等を設置し、総合的な施策の推進に努めます。(体制図・・・次ページ)

5-3 進行管理

この計画に掲げた内容については、適切な進行管理を行い、計画の推進を図ります。

人権を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本計画を変更する必要性が生じた場合には、その見直しを行います。

薩摩川内市人権教育・啓発推進体制図



用語の解説

あ行

【エンパワーメント】

一人ひとりの女性が自らの意識と能力を高め、自立した個人として社会的な責任を分担できる力をつけることをいいます。

か行

【協働】

異なる環境にあるものや、異なる考え方をを持ったものが共通の目的に対して活動することで、今までにないものをつくりあげていくこと。また、市民や企業との協働とは、市民、企業及び行政がそれぞれの特性を生かし、共通する目的のため、対等なパートナーであることを認識しながら活動することをいいます。

さ行

【ジェンダー】

生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会によって作られた社会的性別のこと。男女ともに、この社会的性別で縛られ、個性と能力が活かせない状況からの解放をジェンダー・フリーといい、世界共通のキーワードとなっています。

【情報モラル教育】

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身につけさせることです。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどをいいます。

【心理教育相談】

こころの専門家、臨床心理士による「こころの相談室」です。相談対象者は、市内在住の小中学生、保護者、及び市内小中学校に勤務する教師です。

【スクールカウンセラー】

いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家をいいます。

【成年後見制度】

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度をいいます。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的な言動により相手方を不快にさせたり、相手方の生活環境を害することや、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。

【た行】

【地域包括支援センター】

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。市内在住の高齢者と家族の方が、安心して地域での生活を営めるよう、高齢者に関する虐待や権利擁護などの総合相談、介護保険及び保健福祉サービスの紹介・情報提供・利用のための連絡調整、福祉サービスの申請代行、介護方法の助言などを支援している。また、「要支援1」「要支援2」と認定された方の介護予防ケアプランを作成したり、介護状態になっていない高齢者の方に対して、健康を維持し、要支援や要介護状態にならないように介護予防事業を行っています。

【ドメスティック・バイオレンス〔DV〕】

配偶者等に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

【な行】

【ノーマライゼーション】

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方をいいます。

【は行】

【バリアフリー】

英語の「バリア(障壁)」と「フリー(自由な・～からのがれる)」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすることをいいます。

【パワー・ハラスメント】

職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正なレベルを超えて、他の職員の人格や尊厳を傷つけるような言動のことをいいます。

【ファミリー・フレンドリー企業】

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のことをいいます。

わ行

【ワーク・ライフ・バランス】

働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできることをいいます。